

平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 日本海洋掘削株式会社
代表者名 代表取締役社長 村田 稔
(コード番号： 1606 東証)
問合せ先 経営企画室担当室長 谷内正彦
(TEL. 03-5847-5862)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 21 年 11 月 13 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 募集株式の数 | 当社普通株式 1,800,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(平成 21 年 11 月 27 日の取締役会で決定する。) |
| (3) 払込期日 | 平成 21 年 12 月 16 日(水曜日) |
| (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 平成 21 年 12 月 8 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。 |
| (5) 募集方法 | 発行価格による一般募集とし、三菱UFJ証券株式会社、野村証券株式会社、日興コーディアル証券株式会社、みずほ証券株式会社及び東海東京証券株式会社に全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は、発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 21 年 12 月 8 日に決定する。) |
| (7) 申込期間 | 平成 21 年 12 月 9 日(水曜日)から
平成 21 年 12 月 14 日(月曜日)まで |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 株式受渡期日 | 平成 21 年 12 月 17 日(木曜日) |

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (10) 前記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 200,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
三菱UFJ証券株式会社 200,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 200,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成22年1月13日(水曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成22年1月14日(木曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 平成21年12月8日に決定される予定の割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で三菱UFJ証券株式会社に割り当てる。なお割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記2.記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式数及び売出株式数

募集株式数	当社普通株式	1,800,000株
売出株式数	オーバーアロットメントによる売出し(※)	当社普通株式 上限200,000株

(2) 需要の申告期間

平成21年12月1日(火曜日)から
平成21年12月7日(月曜日)まで

(3) 価格決定日

平成21年12月8日(火曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間

平成21年12月9日(水曜日)から
平成21年12月14日(月曜日)まで

(5) 払込期日

平成21年12月16日(水曜日)

(6) 株式受渡期日

平成21年12月17日(木曜日)

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、三菱UFJ証券株式会社が当社株主である石油資源開発株式会社(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は平成21年11月13日開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする当社普通株式200,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、平成21年12月17日から平成21年1月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

三菱UFJ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱UFJ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	16,000,000株
公募増資による増加株式数	1,800,000株
公募増資後の発行済株式総数	17,800,000株
第三者割当増資による増加株式数	200,000株(最大)
第三者割当増資後の発行済株式総数	18,000,000株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行の手取概算額 6,120,800 千円については、既存リグ設備維持・整備投資および設備能力増強投資等に充当する予定であります。なお、具体的な資金需要の発生までは、定期預金など元本が保証された金融商品で運用する予定であります。また、第三者割当増資による募集株式発行の手取概算額上限 686,200 千円についても、既存リグ設備維持・整備投資および設備能力増強投資等に充当する予定であります。

(注) 手取概算額は有価証券届出書における想定発行価格(3,650円)を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を重要な経営課題と考えており、株主の皆様に対し継続的に配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、経年リグに係る延命対策工事等の設備維持・増強投資及びリグフリー増強投資等国際的ドリリング・コントラクターとしての競争力を維持・向上させるための戦略投資に充当してまいりたいと考えております。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

具体的な配当金の額につきましては、中長期的な経営環境の見通しの下、既存事業の強化と将来の事業展開に向けた戦略投資に充当するための内部留保の充実、財務体質の改善及び業績のバランスを勘案し、設定いたします。

また、当社は会社法第 454 条第 5 項の規定により、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、毎事業年度における剰余金の配当の回数は期末配当の年 1 回を基本的な方針としております。

なお、今後の株主の皆様に対する利益配分の具体的増加策につきましては、現時点において決定しておりません。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益金額	165.40円	765.60円	426.06円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	50.00円 (-)	250.00円 (-)	50.00円 (-)
実績配当性向	30.2%	32.7%	11.7%
自己資本当期純利益率	11.0%	39.8%	18.0%
純資産配当率	3.3%	13.0%	2.1%

- 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
- 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
- 当社は平成21年10月21日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、平成19年3月期の数値（1株当たり配当金についてはすべての数値）については、あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
1株当たり当期純利益金額	82.70円	382.80円	213.03円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	25.00円 (-)	125.00円 (-)	25.00円 (-)

5. 従業員持株会への販売

今回の公募による募集株式発行並びに株式売出しに当たりましては、当社の従業員への福利厚生等を目的として当社の従業員持株会に対し、公募による募集株式数1,800,000株のうち一定の株数を販売する予定であります。

6. 販売方針

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

なお、販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。